（廃止措置計画の認可の申請）

第七十九条　［略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一・二　略］

三　第五十八条の規定による第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書

［四・五　略］

六　廃止措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［七～十　略］

3　［略］

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第八十五条　［略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～六　略］

七　廃止措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［八～十一　略］

3　［略］

（指定廃棄物埋設区域に関し記録すべき事項）

第八十八条の二　法第五十一条の二十八第一項（法第五十一条の二十六第四項において準用する場合を含む。）の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　廃棄物埋設地の位置に関する事項

二　廃棄した放射性廃棄物の性状及び量に関する事項

三　第五十八条の規定による第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果（法第五十一条の二十五第二項に規定する廃止措置計画を定めようとするときに講じたものに限る。）

四　その他原子力規制委員会が必要と認める事項

（指定に関する規定の準用）

第八十八条の三　［略］

（事故故障等の報告）

第八十九条　法第六十二条の三の規定により、第一種廃棄物埋設事業者（旧廃棄事業者等を含む。次条及び第九十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一　［略］

二　第一種廃棄物埋設施設の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であって、第一種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

三　第一種廃棄物埋設施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは第一種廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、第一種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

四　第一種廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

［五～七　略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第七十九条　［同上］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一・二　同上］

三　第五十八条の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書

［四・五　同上］

六　廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［七～十　同上］

3　［同上］

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第八十五条　［同上］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～六　同上］

七　廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［八～十一　同上］

3　［同上］

［条を加える。］

（指定に関する規定の準用）

第八十八条の二　［同上］

（事故故障等の報告）

第八十九条　法第六十二条の三の規定により、第一種廃棄物埋設事業者（旧廃棄事業者等を含む。次条及び第九十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一　［同上］

二　廃棄物埋設施設の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であって、第一種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

三　廃棄物埋設施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、第一種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

四　廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

［五～七　同上］